

(事業所税納付書ダウンロード用)

事業所税納付書 (兼)納付済通知書

納税義務者住所又は所在地										
氏名又は名称										
一般会計		事業所税			整理番号					
令和 年度	課税算定期間 年 月 日から 年 月 日まで				申告 区分	当初 修正 更正				
税 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
督促 手数料										
延滞金										
過小、不 申告加算 金										
重加算金										
合 計								0	0	
納 期 限	令和 年 月 日									
上記のとおり納付します。										

上記のとおり領収しましたので通知します。

令和 年 月 日

いわき市会計管理者 様

いわき市指定金融機関等

領収日付印

(事業所税納付書ダウンロード用)

事業所税領収証書

納税義務者住所又は所在地										
氏名又は名称										
一般会計		事業所税			整理番号					
令和 年度	課税算定期間 年 月 日から 年 月 日まで				申告 区分	当初 修正 更正				
税 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
督促 手数料										
延滞金										
過小、不 申告加算 金										
重加算金										
合 計								0	0	
納 期 限	令和 年 月 日									

上記のとおり領収しました。

令和 年 月 日

いわき市指定金融機関等

領収日付印

切り離さないで金融機関等へ御持参下さい

線で切り離して金融機関へ持参してください。

◇ 納付場所

下記のいわき市指定金融機関等のうち、近くの便利のよい所に納めてください。

銀行支店等	東邦、七十七、秋田、福島、大東
信用金庫及びその支店	ひまわり、あぶくま
労働金庫及びその支店	東北労働金庫
信用組合及びその支店	いわき、相双五城
JA(農業協同組合)及びその支店	市内各JA店
福島県信漁連	福島県信用漁業協同組合連合会

※1 みずほ銀行各支店窓口での納付は、令和5年4月1日以降できなくなりました。

※2 延滞金は、次により計算してください。

(1) 延滞金は税額に以下の割合を乗じて計算します。

ア 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の割合各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」といいます。)中においては、当該特例基準割合に1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、7.3%の割合とします)。

イ 納期限の翌月から1月を経過する日以降の期間の場合年14.6%の割合(ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とします。)

(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全税額を切り捨てて延滞金を計算します。

(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数金額があるとき、又その金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

※2 過少申告加算金、不申告加算金、重加算金等は更正、決定通知書に記載してある加算金額によります。

◆正しい申告で納期限納付を励行しましょう。